

4月1日から

# 市環境基本条例が 施行されました

## 環境基本条例とは

市の良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や、市民、事業者等の役割とそれぞれの取り組みの基本的な事項を定めるための条例です。環境に関する個別の事項について規制したり、支援するための条例ではありません。

## 条例制定の目的は

現在の環境問題は、緑地保全や湧けの水保護のみならず、地球温暖化など地球規模での問題となっています。これらの問題を解決するために

## 基本となる考え方は

快適な生活を営む良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことです。

## 条例制定後は

環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画をつくり、環境に関する必

は、日常生活や事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、市、市民、事業者等すべての者ができる限り環境に配慮した取り組みをする必要があります。そのため、環境の保全等に関する基本的な考え方や仕組みを明らかにすることが目的です。

## 今後何をすればいいのか

身近な環境について調べてみましょう。また、良好な環境の確保に向けて、日々の生活の中で環境配慮を心がけましょう。そして、一人ひとりが何かできることから環境にいいことを始めましょう。

重要な事項を調査審議するため、市民と専門家から構成される環境審議会を設置します。  
私たち一人ひとりが環境の大切さを  
知るためには

環境への取り組みが進むよう、自ら学習しましょう。また、市民、事業者等の自発的な活動を推進するため、お互いに協力するよう努めましょう。  
条例の全文は  
市ホームページに掲載して  
70・7753へ。  
いるほか、市政情報コーナー（市役所2階）、環境緑政課（市役所5階）窓口でもご覧いただけます。  
詳しくは同課環境保全係



## 東久留米市環境審議会 市民委員を募集します

【環境審議会とその役割】市の環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するための市長の附属機関として設置されます。委員は12名で、そのうち市民委員は5名です  
【応募資格】市内在住・在勤・在学の20歳以上の方  
【任期・開催回数】16～17年度の2年間で、年3回程度開催を予定しています  
【募集人数】5名  
【応募方法】5月7日(金)までに(必着)「環境審議会委員希望」と記載 最も関心がある環境課題3項目 応募の動機(800字程度) 住所 氏名(ふりがな) 年齢 性別 電話番号 電子メールアドレス(お持ちの方のみ)を明記の上、〒203-8555、市役所環境緑政課あてに郵送を。直接環境緑政課(市役所5階)へ持参または電子メール(kankyoryokusei@city.higashikurume.lg.jp)も可  
【選考結果】5月中旬ごろまでに通知します  
詳しくは同課環境保全係70・7753へ。

4月29日(みどりの日)、  
5月3日(憲法記念日)と  
5月4日(国民の休日)は  
収集作業を行います  
5月5日の収集はありません  
のでご注意ください

4月29日(祝)

木曜日収集地域は、通常通り収集を行います

5月3日(祝)

燃やせるごみ：月曜日収集地域は、収集を行います  
粗大ごみ：申し込んで指定された方

5月4日(休)

燃やせないごみびん缶  
ペットボトル、トレイ、布類  
…収集しません

5月5日(祝)

燃やせるごみ：火曜日収集地域は、収集を行います  
粗大ごみ：申し込んで指定された方  
燃やせないごみびん缶  
ペットボトル、トレイ、布類  
…収集しません

収集はありません  
詳しくはごみ対策課70・2117へ。

16年度の祝日の収集については、広報ひがくるめでお知らせしますので、ご確認ください。

## 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の算出基礎となる土地・建物の評価額は3年ごとに評価替えを行っています。16年度は原則として評価替えが行われた

## 土地の税負担の基本的な考え方

16年度も課税の公平の観点から負担水準の均衡化を推進していくため、現行の負担調整措置を継続し、臨時的な税負担の据え置き措置も継続することとしています。

## 固定資産税とは

土地、家屋、償却資産について、毎年1月1日現在の所有者が、その資産価値に心して納める税です。

## 都市計画税とは

土地、家屋の所有者に、都市整備などの費用に充てるた

め、目的税として納める税です。  
土地の税負担の基本的な考え方  
16年度も課税の公平の観点から負担水準の均衡化を推進していくため、現行の負担調整措置を継続し、臨時的な税負担の据え置き措置も継続することとしています。

税制内容は下表の通りですが、16年度の税負担には次のような措置があります。  
(1) 税額が下がる場合  
宅地等にかかる税負担は、負担水準が、住宅用地・市街化区域農地で100%以上、商業地等で70%を超える土地で、それぞれ負担水準を100%、70%とした場合の課税

## 固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月30日に発送します。第1期の納期限は5月31日(月)です。  
詳しくは課税課土地・家屋資産課係70・7726～7へ。

## 土地に係る固定資産税および都市計画税の主な税制内容

負担水準の算出	商業地等(非住宅用地・雑種地など)		住宅用地・市街化区域農地	
	前年度課税標準額 新評価額	×100%	前年度課税標準額 新評価額×住宅用地特例率	×100%
負担調整率	負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率
	70%を超える	本則課税の70%まで引き下げ	100%以上	本則課税
	60%以上70%以下	1.0	80%以上100%未満	1.0
	40%以上60%未満	1.025	40%以上80%未満	1.025
	30%以上40%未満	1.05	30%以上40%未満	1.05
	20%以上30%未満	1.075	20%以上30%未満	1.075
	10%以上20%未満	1.1	10%以上20%未満	1.1
	10%未満	1.15	10%未満	1.15
著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置	次の二つの要件をいずれも満たす場合は、税額を据え置きます。 その土地の負担水準が商業地等は45%以上、小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地・市街化区域農地は50%以上であること。 平成13年度の評価額に対する新評価額の下落率が、全国平均(15%)以上であること。 価格下落率 = $1 - \frac{\text{新評価額}}{\text{平成13年度評価額}} \times 100\%$			
平成16年度課税標準額 = 平成15年度課税標準額 × 負担調整率 税額 = 課税標準額 × 税率(固定資産税は1.4%、都市計画税は0.27%)				

## 住宅用地特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地	3分の1	3分の2
市街化区域農地	3分の1	3分の2

## 4月1日付 市人事異動

市では4月1日付で部長級2名、課長級15名および係長・係員の異動を行いました。部長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。  
【部長級】  
健康福祉部参事社会福祉協議会派遣(都市建設部都市計画課長)原健一 教育部参事・指導室長事務取扱 西田義貴 秘書係長 井口春男 福祉総務課長(障害福祉課長)島崎宣治 障害福祉課長(介護福祉課長補佐兼高齢サービスマネージャー)久保田嘉代子 介護福祉課長(都市計画課長補佐兼計画調整係長)西村幸高 都市計画課長(都市計画課市街地開発担当課長)西川昌彦 管理課長(維持係長事務取扱)こみ対策課長(河野喜洋 教育部総務課学校適正化等担当課長)市民課長(鈴木保 監査事務局長(保険年金課長)木孝  
詳しくは職員課70・7716へ。